

令和３年度草加市障がい者優先調達推進方針

令和３年７月１２日策定

１ 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条に基づき、令和３年度の本市における障害者就労施設等からの物品又は役務等の調達を推進するために定める。

２ 適用範囲

本方針の適用範囲は、全ての市の組織とする。

３ 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が５人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の２０％以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が３０％以上
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

４ 調達する品目等の種類

物品又は役務等で障害者就労施設等から調達することが可能なもの

５ 調達の目標

令和３年度の調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 １０，２００千円

6 推進方法

- (1) 障がい福祉課は、継続的に障害者就労施設等が提供する物品又は役務等の情報を収集し、全ての市の組織に情報の提供を行い、推進に努める。
- (2) 草加市契約規則（昭和39年規則第21号）第13条に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品又は役務等を調達するよう努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、毎年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針の担当窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする。